

令和7年度第4回旭川市子ども・子育て審議会
児童福祉施設等専門部会

- 日 時 令和8年3月11日(水) 18:00~18:25
- 場 所 旭川市総合庁舎 7階 会議室7A
- 出席委員 片桐委員、佐々木委員、旭委員、泉委員、西田委員
- 事務局 子育て支援部こども保育課 熊谷課長、清原補佐、佐藤主査、高橋
- 傍聴者 0名
- 議事概要

1 開会

2 協議事項

(1) 特定乳児等通園支援事業者の確認について

事務局より資料1、2に基づき説明を行い次のとおり質問があった。

(A委員) 制度実施施設は、今後増える予定はあるのか。

(事務局) 新規実施施設を募集する予定である。

(B委員) 制度を実施していない施設で、実施できないと明言している施設はあるのか。

(事務局) 定員の関係で、制度を実施できないと言っている施設はある。

(A委員) 他に意見がなければ、事務局からの提案どおりでよろしいか。

(各委員) 異議なし。

以上、原案のとおり決定された。

(2) 保育提供体制の確保のための実施計画の提出について

事務局より資料3に基づき説明を行い次のとおり質問があった。

(C委員) 「保育士宿舎借り上げ支援事業」について、民間の賃貸住宅も対象になるのか。

(事務局) 事業者が自施設の保育士のために宿舎を借り上げた際に補助するものであり、民間の賃貸住宅も対象となる。

(A委員) 補助金の上限は決まっているのか。

(事務局) 47,000円~48,000円の補助基準額に対し、補助率を乗じた額が上限となる。

(B委員) 何年間対象となるのか。

(事務局) 保育資格取得から5年間が対象となる。

(B委員) 学生から、5年以降の補助対象外となった後の不安の声が上がっている。

(事務局) 補助期間終了後の動向等について検証していく必要があると考えている。

(A委員) 施設独自で、住宅手当を出しているところもあるのか。

(事務局) 支給している施設はあるが、その場合は当該事業の対象外となる。5年の補助対象期間

が終わったあとに、施設独自の住宅手当を支給することは可能である。

(事務局) 資格取得してから5年間は補助対象となり、資格取得者が減っているため、補助対象者は減少していく見込みとなっている。

(A 委員) 他に意見がなければ、事務局からの提案どおりでよろしいか。

(各委員) 異議なし。

以上、原案のとおり決定された。

4 その他

特になし。

5 閉会